

天城町農業委員会 9月定例総会議事録

1 開催日時 令和 5年 9月 15日 (金) 13時30分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 18名

| 番号 | 集 落 | 氏 名 | 番号 | 集 落 | 氏 名 |
|----|------|--------|----|------|-------|
| 1 | 与名間 | 前田 真智子 | 11 | 平土野 | 里村 清志 |
| 2 | 松原西区 | 中島 正博 | 12 | 兼久 | 平野 勝哉 |
| 3 | 松原西区 | 政 弘幸 | 13 | 兼久 | 上松 初美 |
| 4 | 松原上区 | 麓 福太郎 | 14 | 大津川 | 宝山 照助 |
| 5 | 前野 | 池上 雄二 | 15 | | |
| 6 | 岡前 | 小林 耕作 | 16 | 瀬滝 | 吉川 貴也 |
| 7 | 浅間 | 勝尾 真一 | 17 | 当部 | 岩元 聡 |
| 8 | 浅間 | 元田 秀満 | 18 | 三京 | 若山 秀也 |
| 9 | 天城 | 貞山 博一 | 19 | 西阿木名 | 仲 公男 |
| 10 | 天城 | 永井 学 | | | |

4 欠席委員
15番 奥 好生

5 事務局 3名

| 番号 | 役 職 | 氏 名 | 番号 | 役 職 | 氏 名 |
|----|------|-------|----|-----|-------|
| 1 | 事務局長 | 芝 健次 | 2 | 主任 | 中山 一輝 |
| 3 | 主任 | 中島 大地 | | | |

6 参加者 0名

| 番号 | 所 属 | 氏 名 |
|----|-----|-----|
| | | |

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第17号 農地法第3条許可申請について
- ・議案第18号 農地法第4条許可申請について
- ・議案第19号 農地法第5条許可申請について
- ・議案第20号 非農地証明願いについて

(3) 報告事項等

- ・その他 (協議会等)

(次第書) 令和5年9月15日(金) 開議13時30分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いします。

定刻となりました。定例総会の前に仲会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長あいさつ 仲会長のあいさつ
(会長挨拶後、定例総会に入る)

(仲会長) 本日の定例総会に、奥委員から欠席届が出ており、これを承認してあります。

ただいまの出席委員は18人であります。
よって、本定例総会は成立いたしました。
これから、令和5年9月天城町農業委員会定例総会を開会します。それでは、議事日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、池上委員、小林委員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、日程通知のとおり本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例総会の会期は、1日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

日程第3 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に、申請番号60番から67番の説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

申請番号60番について、勝尾委員をお願いします。

勝尾委員 申請番号60番について説明いたします。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。これは元々先月の定例会に出るべきものだったのですが抜けてました。確認したのは7月の

20日夕方の6時頃に譲受人から連絡をいただきまして現場を確認しました。参考ページの一番上です。平和通りのすぐ横で境界とかははっきりしているので何ら問題ないと思われま
す。皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号60番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号60番は、審議の結果、これを認めるこ
とに決定しました。

次に、申請番号61番について、担当委員の調査報告を求
めます。

池上委員申し上げます。

池上委員

申請番号61番について説明します。譲渡人と譲受人には縁故関係はありません。家が近所同士ということです。参考資料の2枚目です。現在はサトウキビを植えてあります。境界もはっきりしていて何ら問題ありません。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号61番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号61番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号62番について、担当委員の調査報告を求

めます。

勝尾委員お願いします。

勝尾委員

申請番号62番の説明をいたします。参考資料の方は3ページをご覧ください。譲渡人と譲受人は姉妹になります。現場の方が横に家がありますがここが実家になります。実家の裏手の方になりますので道とかもあって境界等もはっきりしております。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号62番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号62番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号63番について、担当委員の調査報告を求

めます。

小林委員お願いします。

小林委員

申請番号63番の説明をいたします。譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。参考資料は4ページを見てください。岡前入り口から入ってすぐ右手にあります。畑総も入って境界等もはっきりしてるので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号63番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号63番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号64番について、担当委員の調査報告を求めます。

平野委員お願いします。

平野委員

申請番号64番の説明をいたします。譲渡人と譲受人は同級生になります。場所は参考資料の5ページをお願いします。兼久のゴルフ場の南東に元T建設の倉庫があるんですがその前になります。入り口の方にドラゴンフルーツ半分植えてその下にサトウキビを植えてあります。参考資料の2筆目と3筆目の畑の間が陥没してましてそこは埋め立てて使うみたいです。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号64番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号64番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号65番について、担当委員の調査報告を求めます。

政委員をお願いします。

政委員

申請番号65番について説明をいたします。譲渡人と譲受人に縁故関係はございません。場所は参考資料の6ページになるんですが最近コインランドリーが県道沿いにできましてそこを海側に150から200m入ったところになります。そこに倉庫があってその横を譲受人の方が利用してしましてその並びと言うことで今回譲渡人の方から譲り受けてもらえと言うことでこの話になりました。9月の2日に現地を見たんですけど周りはコンクリート舗装しており譲受人の土地と言うことで問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号65番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号65番は、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

次に、申請番号66番について、担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員をお願いします。

勝尾委員

申請番号66番の説明をいたします。譲渡人と譲受人は縁故関係はありません。場所は参考資料の7ページをご覧ください。9月の2日の朝9時頃に譲受人から電話連絡がありまして現場確認に行きました。ここは境界等ははっきりしているので何ら問題ないと思われれます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号66番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号66番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号67番について、担当委員の調査報告を求めます。

中島委員をお願いします。

中島委員

申請番号67番について説明をいたします。譲渡人と譲受人は兄弟になります。場所は参考資料の8ページをご覧ください。松原のN木材の方から天寿園方面に横線を行きますと四つ角がありましてそこに橋があるんですがそちらを松原の集落の方に行って左側にあります。この場所は前から譲受人の兄の方がずっと耕作してましてこの土地は生前贈与で皆分配していた土地なのですが譲渡人の方は東京にいて島に帰ってきて農業する予定がないということで譲受人の方に譲りたいということで申請になりました。兄の方がずっと管理しているので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号67番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号67番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第4 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号68番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。
岩元委員、若山委員、お願いします。

若山委員

申請番号68番について説明いたします。事務局からもありましたが前回用途変更で挙がってきたところでした。周りの同意書も取れていますし、牛舎の並びということで何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号68番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号68番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県審議委員会に諮問します。

日程第5 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号69番と70番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

申請番号69番について、中島委員、政委員お願いします。

中島委員

申請番号69番について説明をいたします。先ほど事務局からもありましたが8月の定例会で農業振興地域計画の変更許可申請にて出た案件になります。場所は参考資料の10ページをご覧ください。松原の闘牛場から与名間方面に向かって元国民宿舎の手前を奥に入っていたところですが、前回と同様なので何ら問題ないと思われませんが、譲渡人と譲受人の関係は譲受人は譲渡人の娘婿になります。本人は天城の方で牛舎があるんですがこの松原の地区の隣に実家の方があるので便利がいいとのことで申請になったとのこと。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります

これから、申請番号69番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号69番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県審議委員会に諮問します。

それでは、申請番号70番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員、里村委員、お願いします。

貞山委員

申請番号70番について説明をいたします。譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。参考資料の11ページをご覧ください。現在の牛舎のすぐ隣みたいで何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号70番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号70番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県審議委員会に諮問します。

ここで議長職を中島会長代理と交代します。

(中島会長代理)

次の日程に入る前に、仲委員の退室を求めます。

日程第6

議案第20号 非農地証明願申請についてを議題とします。

事務局に申請番号71番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。
平野委員、上松委員、宝山委員お願いします。

平野委員

申請番号71番について説明します。場所は天城中学校の西側海手側になります。参考資料の12ページをご覧ください。現場を見てきましたが樹が覆い被さって耕作できる状態ではなくまたそこから入っていこうとしたら先は崖になっているようなので耕作は無理だと思われれます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号71番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号71番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

仲委員の入室を認めます。

ここで議長職を仲会長と交代します。

(仲会長)

日程第7 諸報告を行います。諸報告については、配布してありますので、お目通し願います。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

協議事項、意見等ございませんか。

事務局から連絡事項はありませんか。

(事務局) 連絡事項

事務局からは、以上です。

次回の定例総会は、10月16日、月曜日を予定としています。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和5年9月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14 時 05 分